

第2次いなべ市総合計画第2期基本計画（案）に対するご意見及び回答

基本計画 該当頁	ご意見	回答
32	<p>基本事業2 消費者保護対策の推進について 現在、いなべ市の消費者相談は、商工観光課商工係にて行っており、相談窓口としての認知に乏しい。担当課は引き続き商工観光課にて行うにしても、市民相談室や消費者相談室といった相談を行う部局を別途置くか、例えば毎週何曜日は消費者相談を行っている、などの相談場所を市民に分かりやすい形で設置し、その啓発を行っていくことが消費者保護に資すると考える。 消費者相談解決率の実績が高率で推移しており、その質の高さを大きく評価するが、そもそもの件数が少なければ、水面下で被害が顕在化していない消費者問題につき対応しているとはいえ、安心して暮らせるとは言えない。相談件数を成果指標とすることも必要と考える。</p>	<p>毎週、月曜日、水曜日及び金曜日に消費者相談窓口を開設し、消費者相談を行っています。 現在、当該相談窓口には、月平均約10件、年間約130件の相談が寄せられており、近年相談内容等が複雑化する中、日々問題の解決を図っています。 周知方法では、市のホームページやまいめる配信、年2回の広報誌Linkにより相談窓口の情報や注意喚起を実施しています。 また、今年度からは庁舎のテレビモニターを活用した相談窓口情報や注意喚起を行うなど、新たな取り組みも実施しています。ご意見いただいた内容を踏まえ、今後も引き続き市民に分かりやすい情報発信を行います。</p>
83～84	<p>基本事業1 高齢者の包括的な支援の充実について 基本事業2 高齢者が地域で安心して暮らすための支援について 今後、認知症高齢者や単身高齢者の増加が見込まれている状況を踏まえれば、成年後見人制度の利用促進のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題であり、我が国政府は成年後見人制度利用促進法に基づき、昨年6月に認知症施策推進大綱を取りまとめ、その中で「成年後見人制度利用促進基本計画」として、地域連携ネットワークづくり（全国どの地域においても成年後見人制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する）ことを各市町に求めている。 その具体的な内容としては①本人を見守る「チーム」、②地域の専門職団体の協力体制（「協議会」）、③コーディネートを行う「中核機関（センター）」の整備や、④市民後見人・法人後見等の担い手の育成・活用が挙げられている。 第2次いなべ市総合計画第1期基本計画のころは無かった、法改正による社会的な要請が第2期基本計画（案）には記載がなく、反映されていることが感じづらい。 いなべ市においては、地域包括支援センターを中核機関とし、社会福祉協議会が法人後見の担い手として活用されることが最も現実的と思える。また、地域の専門職団体の協力体制を早期に構築すべきである。</p>	<p>総合計画は、いなべ市が維持発展し続けるための目指すべき将来像やまちづくりの方向性などを市民の皆さんと共有する市の最上位の計画です。 ご意見いただきました内容につきましては各分野における個別計画で具体的施策を計画して参ります。</p>

101	<p>基本事業1 男女共同参画の環境づくりについて</p> <p>平成27年12月25日に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画によれば、市町村の審議会委員の女性登用率は平成32年で30%以上という成果目標が設置され、第2次いなべ市総合計画第2期基本計画（案）もまた、それに沿う形で30%の目標値が設定されている。</p> <p>しかし、いなべ市は令和2年7月17日にSDGs未来都市に選定されており、他の市町と同じ国の成果目標値の達成で安寧するのは、SDGs目標5「ジェンダー平等を実現しよう」の目標と矛盾すると考える。</p> <p>第2次いなべ市総合計画第2期基本計画（案）の目標値は年度を経るごとに数パーセントでも、その登用率を上昇させる目標値を設定し、その実現に努力すべきで、そうでなければ、いなべ市がSDGs未来都市という名誉ある地位を保持するに恥じるものになってしまうと考える。</p>	<p>基本事業1 男女共同参画の環境づくりの成果指標は、個別計画である「いなべ市男女共同参画第3次推進計画」において、2022年度の目標値を定めています。目標値の見直しについては、国内外の行動や社会情勢の変化、事業の進捗状況を考慮し、随時施策などの見直しを行います。</p>
-----	--	---